

# なるみ社労士事務所通信

2024年 新年号（第12号）



## ご挨拶



なるみ社労士事務所  
代表 岡野 成美

ますます寒さが厳しくなってきました。本年は自然災害や重大な事故からのスタートとなってしまいました。被害にあわれた方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、代表 岡野の本年のスローガンは…  
★自分に素直に  
★相手を想った言動をする です。

相手のために想って考えた自分の意見等は、例えそれが厳しい内容であっても**自分に素直**になり、その方に伝えます。それも私にとっての**相手を想った言動**です。

皆さまにとって本年が幸多き年でありますように。  
引き続きご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 経営理念

人も組織も

共に歩み、共に育ち、共に実る

ことを心から信じて

人が生き生き働くこと

組織がありがたい姿に進化すること

をすぐそばで支え続けます。

本年より経営理念を改訂しました。根っこの想いは変わっていませんが、より自分に素直な言葉で、事業への信念を記せたと感じております。



経営理念がまだない会社の経営者さま、弊所がサポートします！作成してみませんか？

J R 青梅線沿いの  
労務担当



NARUMI  
なるみ社労士事務所

東京都羽村市の社会保険労務士事務所  
なるみ社労士事務所

TEL 080-9436-2378

MAIL info@nrm-office-sr.com

WEB <https://nrm-office-sr.com/>



## 2024年の社会保険・労務情報

## 4月

- \*労働条件明示のルールの追加
- \*裁量労働制の手続き見直し
- \*工作物の建設の事業・自動車運転業務・医業に従事する医師の時間外労働の上限規制開始
- \*障害者雇用率の引き上げ (2.5%へ)

## 10月

- \*社会保険の適用拡大 (51人以上へ)
- \*地域別最低賃金改定

## 2024年秋ごろ

- \*フリーランス新法施行
- \*全業種のフリーランス、労災特別加入可能に
- \*健康保険証の廃止 (最大1年間の猶予措置が設けられる予定)

※労務対応は年々複雑化しています。ぜひ専門家を頼っていただければと思います。どうぞお気軽に弊所までお問い合わせください。



## テレワークのはてな？

Q、テレワークってどんなもの？  
導入に際しての注意点は？

テレワークとは①在宅勤務②サテライトオフィス勤務③モバイル勤務など、情報通信技術を利用して行う事業場外勤務のことです。中小企業では①を想像する方が多いのではないのでしょうか？

◆導入する際の留意点は…

- ・対象者、対象業務の選定
- ・業務遂行方法、労務管理等の見直し
- ・費用負担の取扱いの規定
- ・通常時、緊急時の連絡方法の検討など、前もって十分な話し合いのもと定めておくことが数多くあります。

◆また、労務管理上の留意点は…

- ・業務遂行中の状況把握がしづらいためどのような働き方が人事評価につながるのか検討し従業員に説明する
- ・就業規則の整備と周知をしておく
- ・テレワークを行う場所を就業場所として労働条件の明示を行っておく
- ・様々な労働時間制の活用を検討する

事前にしっかりと話し合い等でルールを整備しておき、状況に応じて見直しを行いながら活用しましょう。

## 編集後記

賃上げ、社会保険の適用拡大、時間外労働の上限規制、多様な働き方の推進など、労務関係だけでも2024年に中小企業が対応すべきことはものすごくたくさんあり、かつ、とても複雑です。電子版の新聞で気になるワードを登録しておき、そのワード関連のニュースが入ると通知が来るようにしていますが、登録しているワードの1つである「働き方改革」は、やはり毎日多くの記事が入ってきます。(とてもすべては読み切れないほど；) 中小企業の労務の実情は多種多様ですが、他社からヒントが得られることは多いと感じます。他社事例などを多く集め、お客様に情報提供をしていきたいと常々思っています。

JR青梅線沿いの  
労務担当



NARUMI  
なるみ社労士事務所

東京都羽村市の社会保険労務士事務所  
なるみ社労士事務所

TEL 080-9436-2378

MAIL info@nrm-office-sr.com

WEB <https://nrm-office-sr.com/>

